

田川広域水道企業団建設工事中間前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田川広域水道企業団が発注する建設工事における当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、当該経費の4割を超えない範囲内で既に実施している前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲の前金払（以下「中間前金払」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 中間前金払の対象となる工事については、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) その1件の請負代金額が300万円以上であること。
- (2) 既に前払金を支出していること。
- (3) 工期の2分の1を経過していること。
- (4) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (5) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(対象経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(割合等)

第4条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。ただし、中間前払金を含めた前払金の支払限度額は2億円とする。

(部分払との併用)

第5条 中間前金払は、部分払と併用できないものとする。

(認定方法)

第6条 中間前金払の認定については、中間前金払の請求をするため、認定を受けようとする受注者から、認定請求書（様式第1号）及び工事履行報告書（別紙）を企業長へ提出させるものとする。

2 企業長は、受注者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、当該建設工事の監督員に、第2条に規定する要件を満たしているかの調査をさせるものとする。この場合において、監督員は、申請書等の内容に疑義があるときは、資料その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 企業長は、前項の規定により監督員に調査を行わせた結果、適当と認めるときは、認定調書

(様式第2号)により受注者へ通知するものとする。

(認定及び支払の期間)

第7条 中間前金払に係る認定の請求があった場合は、当該認定に当たって、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から7日以内に認定結果の通知を行うものとする。

2 中間前金払の支払請求があった場合は、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うものとする。

(保証証書)

第8条 受注者から中間前金払についての請求を受ける場合は、工期末(第5条の規定により中間前金払を行う場合は、最終の会計年度以外の会計年度については、各会計年度末)を保証期限とする保証事業会社の保証証書を請求書と併せて提出させるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

中間前払金認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負代金額	

上記の工事について、工事履行報告書を添付し、中間前払金に係る認定を請求します。

年 月 日

田川広域水道企業団 企業長 殿

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称
代表者資格氏名

印

(別 紙)

工事履行報告書

下記の工事について、中間前払金に係る工事履行状況を報告します。

[illegible]

(様式第 2 号)

中間前払金認定調書

受 注 者	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負代金額	
摘 要	
上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。 年 月 日 田川広域水道企業団 企業長 印	